

基本目標3

みんなの幸せと潤いを創出するまちづくり

生涯を通じて、切れ目のない支援体制の充実と住民主体による地域の充実により、誰もが幸せと潤いを感じて暮らせるまちづくりを進めます。

健康
福祉

政策
1

子どもと親の笑顔があふれるまち

(子育て)

SDGsへの貢献



基本方針

すべての子どもが笑顔で成長し、すべての家庭で育てる喜びを感じながら安心して子育てができるよう、子育て支援施策の充実を図ります。また、身体に障がいがある子ども、発達が気になる子ども一人ひとりに応じた療育を行うなど、成長に応じて様々な機関と連携を図り、切れ目のない支援に努めます。

施策の内容

施策1 地域における子育ち・子育ての支援

(1) 地域連携による支援

- 市民と連携し、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター※などの地域子育て支援事業の提供体制の充実を図ります。
- 富士宮市社会福祉協議会が進める子育て支援拠点（子育てサロン※）を支援し、その充実を図ります。
- 校区に放課後児童クラブがない小学校の児童について、児童クラブへの通所を支援します。

(2) 子どもの居場所の充実

- 子どもが安全に遊べるよう、公園・児童遊園に設置する遊具等の適切な維持・管理に努めます。
- 公立保育園の園庭を開放し、未就園児の安全な遊び場の確保とその親が気軽に子育ての相談ができるような環境づくりに努めます。
- 児童館を拠点に、公共施設の整備に合わせて、遊び場の確保と子どもが集える環境整備に努め、地域や関係団体と連携し、子どもが安心して過ごせる居場所づくりを目指します。

施策2 良質な保育・教育の提供

(1) 保育・就学前教育の体制確保

- 幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であるため、保育園、認定こども園※、小規模保育所※、幼稚園等において子どもの発達に応じた質の高い保育や教育を提供します。
- 保育園舎などの整備について、改築、改修などの緊急性や必要性を整理し、計画的に施設整備を進めます。

(2) 保育・就学前教育の推進

- 幼児期における保育・教育は、豊かな感性や自主性を育てる大切な役割があることから、子どもの健やかな育ちにつながるきめ細やかで質の高い保育・教育を推進します。
- 延長保育、一時預かり保育、休日保育、病児・病後児保育などのサービスを充実させることにより、子育てと仕事が両立できる環境を整備します。

施策3 配慮が必要な児童・家庭の支援

(1) 児童虐待防止対策の推進

- 要保護児童対策地域協議会を中心に連携を密に取りながら、ハイリスク家庭の早期発見、早期対応を行い重篤化しないよう、児童虐待の防止に努めます。
- 虐待のない社会を目指していくため、11月の児童虐待防止月間にオレンジリボン運動を実施するなど、虐待防止の啓発に努めます。

(2) 発達が気になる子の療育支援

- 発育や発達が気になる子の早期発見に努め、療育支援につながるよう関係機関との連携を図ります。
- 就学前の子どもの発達を支援するため、療育支援体制の充実を図り、子どもの成長に合わせた切れ目のない支援に努めます。

施策4 経済的な支援の充実

(1) 子育て家庭への経済的な支援の充実

- 児童手当の支給、子ども医療費の助成、教育・保育施設等の利用料の無償化等により、子育てに伴う家計負担の軽減を図ります。
- 小・中学校の就学援助制度、各種奨学金制度の活用により、生活に困窮する子育て世帯への経済的な支援を行います。

(2) ひとり親家庭の自立の支援

- ひとり親家庭の児童扶養手当や母子家庭等自立支援給付金等の支給により、生活の安定と自立に向けた支援を行います。

序論

後期基本計画

基本構想

資料編

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
教育・保育の認可施設における利用定員を増やします。	3,866 人	4,715 人	4,747 人
児童虐待防止支援の充実を図ります。 (延べ相談件数)	260 件	213 件	280 件

主要な事業

事業名	事業内容
放課後児童健全育成事業	放課後の児童の健全育成（放課後児童クラブ）
民間保育所施設整備補助事業	民間保育所施設の整備に対する助成
子ども医療費助成事業	18 歳までの医療費に対する助成
早期療育事業	幼稚園や保育園などの関係機関との連携による支援
家庭児童相談事業	要保護児童対策地域協議会との連携による支援、児童虐待の予防・防止
小規模校児童放課後活動支援事業	校区に放課後児童クラブがない児童の保護者に対しての、通所に係る交通費の助成
児童館事業	児童の「居場所・遊び場」の拠点施設としての児童館の整備・運営
病児・病後児保育事業	病気療養中から回復期にある小学校 3 年生までの児童の専用保育室での受入
児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭もしくは両親のいずれかが重度の障害にある世帯などに対する助成



- ※ ファミリー・サポート・センター
- ▶ 仕事と育児の両立支援のため、子育てを手助けしてほしい人とお手伝いしたい人が、会員として登録し、育児サービスの活動を支援する会員組織のこと。
- ※ 子育てサロン
- ▶ 地域の集会所などの身近な場所において、子育て中の親同士が気軽に集い、仲間づくりや情報交換を行える場のこと。
- ※ 認定こども園
- ▶ 保護者の就労の有無にかかわらず、教育・保育を一体的に行うことができ、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設のこと。
- ※ 小規模保育所
- ▶ 0～3歳未満児を対象に、少人数で行う保育事業所のこと。

政策**2**

ともに助け合い誰もが健康で安心して暮らせるまち (健康づくり)

序論

後期基本計画

基本構想

資料編

SDGsへの貢献**基本方針**

市民一人ひとりの健康意識を高め、生涯にわたり心身ともに健康でいきいきとした生活が送れるよう、健康づくり施策の推進と、地域で健康づくりを担う人づくり、地域のコミュニティを生かした支援体制の充実に努めます。

施策の内容**施策1 健康づくりの推進**

- 妊娠・出産・乳幼児期から高齢期に至る各世代の健康課題に対応した保健事業に積極的に取り組みます。
- 生活習慣の重要性の啓発と健康教育・健康相談等の充実を図り、一人ひとりの健康増進の支援に取り組みます。
- こころの健康づくりとして、予防的視点を持ち、地域や周囲の疾病理解、見守りを中心とした啓発活動、早期発見・早期治療体制の充実に努めます。

(2) 健康づくり組織の育成・支援

- 地域の健康づくりの推進を図るため、保健委員や健康づくりに関わる組織を育成するとともに、地域における健康づくり活動を支援します。
- 地域で活動している組織や団体と連携し、健康づくりを推進します。

(3) 食育の推進

- 生涯にわたって食育に取り組めるよう、家庭・学校・保育所・地域等食に関わる関係者と連携し、食育を推進します。
- 正しい食生活への支援に取り組み、生活習慣病の予防や健康増進の推進に努めます。

(4) 保健・医療・福祉の連携の強化

- 病院連携や病診連携、医療・介護連携等の原点となる「かかりつけ医※」を持つよう啓発活動に努めます。
- 保健・医療・福祉計画策定推進委員会等により、各分野相互の連携を図ります。

施策2 保健・予防の推進

(1) 母子保健の充実

- 子育て世代包括支援センターを核に、切れ目のない妊娠・出産・子育て支援の一層の充実を図るよう、継続した支援に努めます。
- 安心して子育てできるような地域づくりを推進し、子育てに不安を持つ保護者や社会から孤立しがちな保護者の支援に努めます。
- 児童虐待予防のため、地域や関係機関と連携を強化し、特定妊婦や乳幼児健診未受診者等の早期支援に努めます。
- 関係機関との連携により、発育や発達が気になる子の早期発見と早期療育等の支援に努めます。
- 不妊や不育症に悩む夫婦の治療費助成を行い、経済的な支援に努めます。
- 流産死産経験者に対して、関係機関と連携し、支援に努めます。

(2) 成人保健の充実

- 生活習慣病の発症や重症化予防のため、正しい食生活や運動習慣等生活習慣改善に向けて啓発や保健指導の充実に努めます。
- 各種がん検診や特定健診等の啓発及び体制整備を行うことにより、受診率の向上を図り、早期発見や早期治療・治癒につなげます。

(3) 歯科保健の充実

- むし歯や歯周病等歯科疾患の予防と口腔機能の維持向上に努め、オーラルフレイル※とならないように、生涯を通じた歯と口の健康づくりを支援します。

(4) 介護予防の充実

- 介護予防の趣旨普及を促進するとともに、フレイル※予防のため、高齢者自身による自発的な介護予防への取組や、地域活動への参加につながるよう支援します。
- 要介護状態への移行を予防するために、関係機関や団体と連携し介護予防事業に取り組みます。

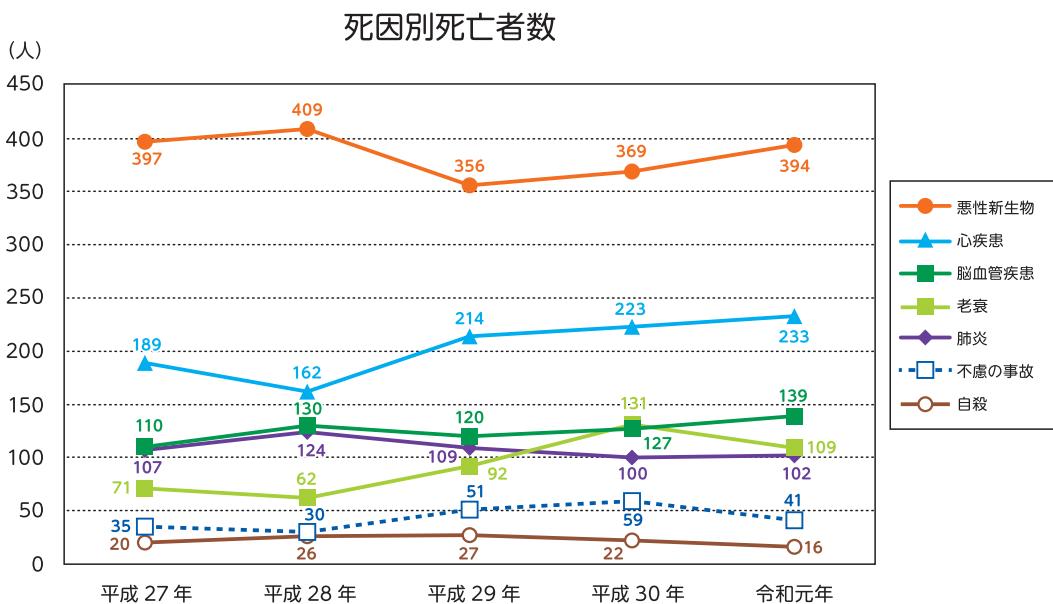
(5) 感染症対策の推進

- 予防接種に関する情報を積極的に提供し、感染症の予防対策を推進します。
- 感染症の情報を周知するとともに、感染症予防の啓発に努めます。
- 新型インフルエンザや新型コロナウィルス感染症等への対策として、保健所等の関係機関との連携強化に努めます。

施策3 自転車を活用した健康づくりの推進

(1) 自転車を活用した健康づくりの推進

- 富士宮市自転車活用推進計画に基づき、自転車による通勤・通学を促進するなど、自転車を活用した健康づくりを推進します。



みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
健康寿命（平均自立期間）を延ばします。	—	男 79.3 年 女 83.9 年	男 80.5 年 女 84.5 年

主要な事業

事業名	事業内容
健康増進事業	健康教育・健康相談、ラジオ体操奨励事業に対する助成
母子保健事業	妊産婦等の健康診査、乳幼児健康診査、母子教育・母子相談、不妊・不育症治療費に対する助成
健康診査事業	各種がん検診、骨粗しょう症検診、歯周病検診など
自殺対策事業	市民への自殺防止対策の啓発、相談窓口の周知、ゲートキーパー※養成などによる自殺対策計画の推進
介護予防事業	介護予防の把握、介護予防の普及啓発、地域介護予防活動の支援



- ※かかりつけ医 ▶日常的な診療や健康管理等を行ってくれる、身近で気軽に相談できる医者のこと。
- ※オーラルフレイル ▶フレイルの中でも口腔の状態や機能に関すること。
- ※フレイル ▶加齢により心身が老い衰えた状態のこと。対策を行えば、元の健常な状態に戻ることができる。
- ※ゲートキーパー ▶悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

政策

3

地域医療の充実により市民が健康に暮らせるまち

(医療)

SDGsへの貢献



基本方針

地域の中核病院として市立病院の機能の整備充実及び災害時に即時対応できる体制整備を進めるとともに、地域の診療所と病院による病診連携の強化を図ります。また、市民の健康と安心して受診できる医療の情報提供を実施します。

施策の内容

施策1 医療機関の充実

(1) 市立病院の機能の整備・充実

- 地域の中核病院として急性期機能の高度化を図るため、最適な医療機器の整備を推進します。
- より質の高い医療サービスを提供するため、医師や看護師など医療スタッフの確保に努めます。
- 災害拠点病院として的確に対応できる職員及び DMAT^{*}の育成に努めます。
- 病院機能の充実に向けた取組を進めます。
- 新たな感染症に対応できる体制の整備に努めます。
- 地域包括ケア病棟において、在宅復帰に向けた診療支援等を行います。

(2) 医療機関相互の連携の強化

- 市立病院と近隣病院との病病連携や地域の診療所（かかりつけ医）との病診連携の強化を図ります。

(3) 市立病院の安定した経営基盤の確立

- 将来にわたり安定した経営基盤の確立を図るため、経営戦略会議等で協議・検討した取組を推進し、収入の確保及び支出の削減に努めます。

施策2 地域医療体制の確保

(1) 地域医療体制の確保

○医療機関及び関係団体等との連携を強化し、地域医療環境を守り、支えるための体制づくりに努めます。

(2) 救急医療体制の確保・連携

○市民が安心して救急医療を受けられるよう1次救急医療、2次救急医療の機能強化に努めます。

(3) 保健・医療・福祉の連携の強化

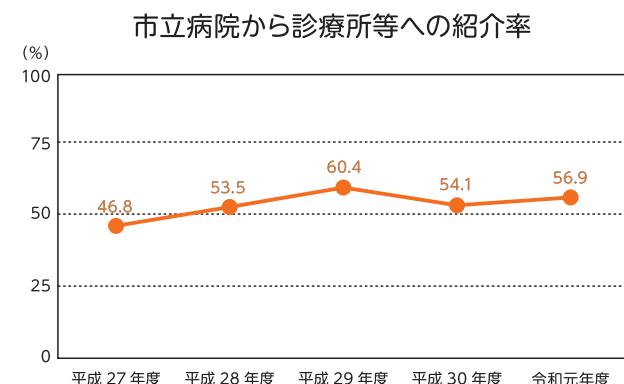
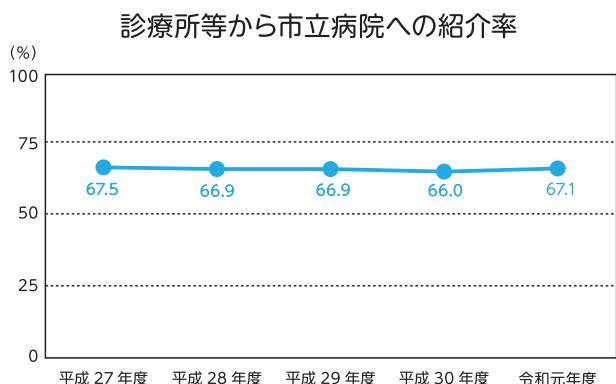
(「健康づくり」(83ページ)の項 参照)

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成26年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
病診連携を進めます。 (診療所等から市立病院への紹介率) (市立病院から診療所等への紹介率)	67.2% 43.7%	67.1% 56.9%	75.0% 60.0%

主要な事業

事業名	事業内容
高度医療機器更新等整備事業	市立病院の医療機器の更新
医学生修学資金貸与事業	医学生への修学資金の貸与
看護学生修学資金貸与事業	看護学生への修学資金の貸与



※ DMAT ▶地震などの自然災害や大規模な災害発生時に、災害現場での救命処置や災害拠点病院の支援、重症患者の広域医療搬送などを行う災害派遣医療チームのこと。専門的な訓練を受けた医師・看護師などが、災害発生直後から、負傷者が多数発生する災害現場で、消防や警察、自衛隊などの関係機関と連携しながら、救助活動と並行して医療活動を行う。

**政策
4**

地域で支えあいやさしい心を育むまち

(地域福祉)

SDGsへの貢献



基本方針

住み慣れた地域や家庭で誰もが安心して自立した生活ができるよう、地域のネットワークづくり、地域を担う人づくりにより、地域福祉の充実を図るとともに、地域住民、福祉団体等との協働により、住民主体の地域福祉活動を推進します。

施策の内容

施策1 福祉意識の高揚

(1) 福祉意識の高揚

- 福祉教育や学習会などを通じて福祉意識の高揚を図ります。
- 地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会を通して、地域福祉意識の啓発を図ります。

施策2 地域福祉の推進

(1) 地域福祉の推進

- 世代を超えた住民が参加し協力し合う地域づくりができるように、富士宮市社会福祉協議会と協力し、市内各地区において地域福祉活動を主体的に展開する地区社会福祉協議会を支援します。

(2) 地域福祉体制の整備

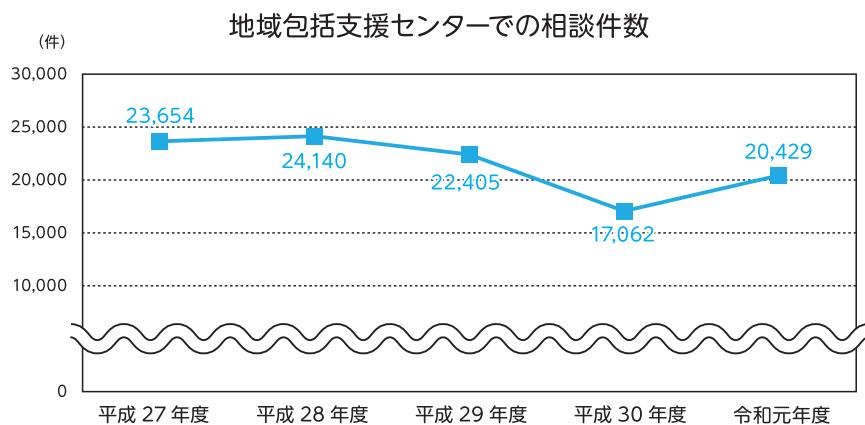
- 地域福祉活動の担い手が増えるよう、自治会などの様々な主体に対し共助の必要性や重要性などの啓発に努めます。
- 災害時要援護者※の支援体制の充実を図ります。
- 地域福祉計画などを通じて、福祉サービスの適切な利用を促進するための総合支援や子どもの育成に係る連携体制の一層の充実を図り、地域共生社会の実現を目指します。

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
災害時要援護者支援の理解を高めます。 (説明会受講者数)	140 人	1,638 人	2,400 人

主要な事業

事業名	事業内容
社会福祉協議会支援事業	地域福祉推進事業に対する助成
災害時要援護者支援事業	災害時要援護者支援台帳の管理（情報登録、関係機関の情報共有、個別支援プランの作成促進）



シニアクラブの輪投げ大会



認知症パネル展（市役所市民ホール）



※ 災害時要援護者 ▶避難行動や避難現場での生活において、周りの人の手助けなどの支援を必要とする人のこと。

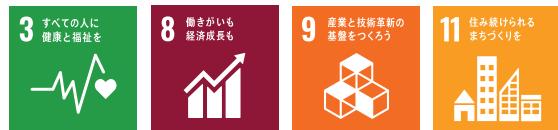
政策

5

生きがいと尊厳を持って元気に暮らせるまち

(高齢者福祉)

SDGsへの貢献



基本方針

高齢者が充実した生活を送ることができるよう、地域活動等の生きがいづくりを推進します。また、その人らしく尊厳を持って元気に暮らせるように、多様な支援やサービスを柔軟に組み合わせた支援体制を整備します。

施策の内容

施策1 生きがい対策の推進

(1) 自立と社会参加の促進

- 保健施策の活用や介護保険サービスの利用により自立した生活を送ることができるよう支援します。
- 高齢者がもつ知識・技術・経験を生かし、地域で活躍できる場と機会を確保します。
- 敬老事業や行事を通して地域における交流や仲間づくりを支援します。
- ふじさんシニアクラブ、シルバー人材センター等の高齢者の活動を支援します。

施策2 福祉サービスの充実

(1) 福祉環境の整備・充実

- 住民に身近な地域で福祉総合相談を受け止め、増加する一人暮らしの高齢者等が住み慣れた地域で尊厳を持って生活できるよう、複数の地域包括支援センターを設置するとともに、複合化・複雑化した課題に的確に対応するため、関係機関との連携を強化し、包括的に相談を受け止める体制の整備を推進します。
- 介護保険制度や保健施策、インフォーマル活動団体と連携を図りながら、健康的で安心できる地域生活を支援するためのサービス等の充実に努めます。
- 成年後見制度の周知と、市民後見人の育成や活動支援を行いながら、制度利用を推進します。

(2) 地域生活支援体制の推進

- 住み慣れた地域で安心して生活できるよう、民・産・学・官・専門職・専門機関等との規範的統合や連携を推進し、地域包括ケアシステム※を構築します。
- 認知症になっても本人の意志が尊重され、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、認知症サポーター※の養成や支援体制の整備に努めます。
- 様々な生活支援サービスを充実することにより、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、地域の支え合う体制づくりを推進します。

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
認知症サポーターを養成します。	10,668 人	20,187 人	26,000 人

主要な事業

事業名	事業内容
地域づくり推進事業	老人クラブ活動の支援など
在宅福祉事業	訪問理美容サービス、ホームセキュリティシステム使用料等の一部に対する助成
地域介護福祉空間整備事業	老人福祉施設整備費への助成
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置・運営
成年後見推進事業	成年後見制度の普及啓発、市民後見人の育成及び活動支援など



認知症サポーター養成講座



- ※ 地域包括ケアシステム ▶ 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した生活の支援が包括的に確保される体制のこと。
- ※ 認知症サポーター ▶ 認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のこと。

政策

6

自立と社会参加により自分らしく暮らせる 思いやりのまち（障害者福祉）

SDGsへの貢献



基本方針

障がいのある人が地域で安心して暮らすことができる社会、当たり前に働く社会の実現を目指し、身近な場所で質の高い障害福祉サービスが利用できるよう、地域の理解・協力の一層の拡大に努め、更なる地域生活の実現と社会参加を推進します。

施策の内容

施策1 自立生活を支援する環境整備

（1）障がいに対する正しい知識の普及

- 福祉団体や市民と連携し、広報紙等を通じて障がいに対する理解を深めるための啓発活動に努めます。
- 次世代を担う児童・生徒の福祉の心を育むため、福祉教育を推進します。

（2）相談体制の充実

- ライフステージを通じた切れ目のない相談体制を確保し、適切な支援につなげます。

（3）地域生活の場の確保・整備

- 地域で自立した生活ができるよう、グループホーム※等、利用者のニーズに適した生活の場の確保に努めます。

（4）包括的な支援体制の整備

- 保健、医療、福祉、教育、就労等の関係機関との連携により、地域で自立した生活を可能とする支援体制を整備し、生活の質の向上を図ります。

施策2 安心して地域生活を送るための環境整備

（1）障がい特性に応じた適切なサービス提供

- 地域で安心して暮らすことができるよう、訪問系・日中活動系・居住系の各サービスの適切な提供や、補装具の給付などを行います。

（2）人材の育成

- 手話通訳者、点字翻訳者等の養成講座を開催し、情報保障※に努めるとともに、意思の疎通を支援する人材を育成します。

施策3 社会参加を支援する環境整備

(1) 雇用と就労の支援

○公共職業安定所、学校、就労移行型施設、企業等との相互連携体制の充実による雇用の場の確保を図るとともに、就労を支援します。

(2) 社会参加のより一層の推進

○スポーツや文化芸術活動を通じて積極的に社会参加できるよう支援します。

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成26年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
就労支援施設から一般企業への就職者数を増やします。(累積数)	5人	96人	157人

主要な事業

事業名	事業内容
地域生活支援事業	相談支援、移動支援、日中一時支援、意思疎通支援事業など
障害福祉サービス事業	介護給付、訓練等給付など
地域生活支援拠点整備事業	障がい児者やその家族の緊急時に備えるための体制整備



就労支援施設の製品



障害福祉サービス事業所で包装した再生品
(環境にも人もやさしい取組)



- ※ グループホーム ▶ 障がい者等が、主に夜間に、相談や日常生活上の援助を受け、共同生活を行う住居のこと。
- ※ 情報保障 ▶ 身体的なハンディキャップにより情報を収集することが困難な人に対し、代替手段を用いて情報を提供すること。一般的に、聴覚障がい者に対するコミュニケーション支援を指す。

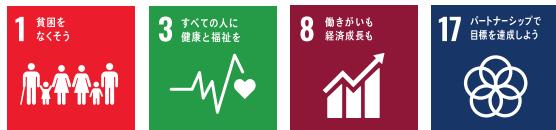
政策

7

充実した社会保障により安心に暮らせるまち

(社会保障)

SDGsへの貢献



基本方針

誰もが安心して生活し、医療・介護保険や要保護世帯への支援等、様々な社会保障制度の充実を図ります。また、公的な制度そのものの理解を進めるための情報提供の方法や相談体制を整え、多世代に対して理解を深めるための取組に努めます。

施策の内容

施策1 生活困窮者の支援

(1) 要保護世帯の生活の安定

○生活保護制度に沿った適切な支援を行うことにより、要保護世帯の生活の安定と自立を支援します。

(2) 生活困窮者の自立支援

○生活困窮の原因を分析し、個々の実情に応じた支援プランを作成します。このプランに基づいて、生活困窮者の自立を支援します。

○8050問題※を含む「ひきこもり」の相談窓口を周知するとともに、自立に向けて生活困窮者支援事業を活用し、継続的に支援します。

施策2 国民健康保険の安定運営

(1) 医療費の適正化

○レセプト（診療報酬明細書）の点検の充実、ジェネリック医薬品※の利用促進等を図ることにより、医療費の適正化に努めます。

(2) 健康づくりの推進

○特定健診、特定保健指導の受診率の向上を図るとともに、人間ドックや脳ドックの受診の機会を通じて被保険者の健康の維持増進を図ります。

(3) 標準保険税率の統一に向けた取組

○静岡県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険の安定的な財政運営と市町間ににおける保険料の格差を解消するため、県内市町における標準保険税率の統一に向け取り組みます。

施策3 後期高齢者医療制度の運用

(1) 後期高齢者医療制度の適切な事務の執行

○市町事務の適切な執行と、市民への制度の周知及び収納対策に努めます。

(2) 健康づくりの推進

○健康診査等の受診率の向上に努めるとともに、その健診結果をもとに健康課題を把握し、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に進め、被保険者の健康の維持増進を図ります。

施策4 国民年金制度の普及・啓発

(1) 広報・相談活動の充実

○国民年金制度についての情報を提供するとともに、若い世代への保険料の納付相談を通じて、将来の年金受給について理解を深めるための取組に努めます。

施策5 介護保険の安定運営

(1) 介護保険給付の適正化と自立支援

○要介護者が必要とする適正な介護サービスの提供を図ります。

○高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように介護、医療、生活支援及び介護予防が一体的に提供される体制の実現に努めます。

○介護予防事業の推進に努めます。

○市民への制度の周知と安定した介護保険運営のため、収納対策に努めます。

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成26年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
国民健康保険の1人当たりの医療費(増加率)を抑制します。	314千円／人 (平成22～26年度) 年間平均増加率 103.6%	348千円／人 (平成27～令和元年度) 年間平均増加率 102.1%	390千円／人 (1年間の増加率) 101.9%以内

主要な事業

事業名	事業内容
生活困窮者支援事業	自立相談支援、家計改善支援、就労準備支援、子どもの学習・生活支援、一時生活支援など



※ 8050問題

▶ 80代の親が50代の子どもの生活を経済的に支えるという問題のこと。背景にあるのは、長期化している子どもの「ひきこもり」と言われている。

※ ジェネリック医薬品

▶ 医薬品の有効成分そのものに対する特許である物質特許が切れた医薬品を他の製薬会社が製造・供給し、安価で提供できる医薬品のこと。